

東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所  
2021年度 パフォーマンス向上会議情報(2021年8月2日(月)分)

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2021年8月2日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日
1	<p>【5号機 タービン建屋補機冷却系熱交換器(A)の海水側出入口弁のシート漏えいについて】 当直員が5号機 タービン建屋補機冷却系熱交換器(A)の点検に伴う水抜き作業において、当該熱交換器の海水側出入口弁を全閉にしても、ベント弁から指2本程度のベントが切れないことを確認したことから、海水側出入口弁のシート漏えいと判断。 今後、弁の分解点検を実施。</p>	GⅢ	7月28日
2	<p>【協力企業作業員における警報付ポケット線量計(APD)、蛍光ガラス線量計の一時不携帯について】 協力企業作業員が管理対象区域内作業を終了し、装備交換所において装備交換した際、警報付ポケット線量計(APD)と蛍光ガラス線量計、立入許可証を装備交換所の棚に置き忘れ、約50m、屋外通路を移動した。事務本館内の退出モニタ通過時に置き忘れに気づき、係員に申告した。 線量計不携帯期間の被ばくはなしと評価。 今後、置き忘れた経緯等、詳細を確認し再発防止対策を検討。</p>	GⅢ	7月29日
3	<p>【当社社員による非携行品の搬出手続き不備について】 当社社員が、管理区域内に置かれていた書類を、物品搬出手続きを経ずに携行品(※)として持ち出そうとした際、携行品モニタで汚染が確認された。 原因は、当該者は書類等の簡易に持ち運び可能なものが携行品と誤認していたため、持ち出そうとしたものが非携行品だとは認識していなかった。 今後、原因の深掘りと再発防止対策を検討。</p> <p>※携行品:当該品を持ち込んだ作業者ととも移動するもので、再使用するものに限られている。</p>	GⅢ	7月29日